



目 次

規 則	ページ
◎高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則	1
◎高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示（知事の権限に属する事項の委任）の一部改正（行政管理課）	10
○県統計調査の実施（4件）（統計課）	10
○告示（平成21年から平成23年までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等）の一部改正（管財課）	12
○告示（平成21年から平成23年までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）の一部改正（〃）	12
○平成23年度自衛官候補生の募集期間等（危機管理・防災課）	12
○保安林の指定施業要件の変更予定（治山林道課）	12
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示（〃）	12
○道路の区域変更（3件）（道路課）	13
○道路の供用開始（5件）（〃）	13
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定（建築指導課）	14
◎告示（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部改正（港湾・海岸課）	14
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	15
○〃（〃）	15
○〃（〃）	15

○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	15
高知県選挙管理委員会告示	
○高知県議会議員黒潮町選挙区の補欠選挙を行うべき事由の発生（6・27掲示）	15
○黒潮町の区域において直接請求及び解職請求のための署名を求めることができない期間（〃）	15
○政治団体設立の届出	15
○政治団体異動の届出	16
○政治団体解散の届出	16
○資金管理団体異動の届出	16
○資金管理団体指定の取消しの届出	17

規 則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則をここに公布する。
平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第45号

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行の日を定める規則

高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成23年高知県条例第30号）附則の規定に基づき、同条例（高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）別表第2の1の表の改正規定中設備の冷暖房設備の練習場に係る部分に限る。）の施行の日は、平成23年8月1日とする。

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第46号

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

高知県クリーニング業法施行細則（平成7年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。
別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第8条関係)

保健所長 様

年 月 日

営業者 本籍 (都道府県名)
住所 (郵便番号 -)

(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号
生年月日 年 月 日

クリーニング所開設届

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

ク リ ー ン グ 所	名称			開設予定年月日	年 月 日	
	所在地	(郵便番号 -)		電話番号		
	営業形態	1 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うもの 2 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うもの				
	指定洗濯物の取扱いの有無	有 ・ 無				
他のクリーニング所の開設の有無	有 ・ 無		無店舗取次店の営業の有無	有 ・ 無		
管 理 人	氏名			生年月日	年 月 日	
	本籍 (都道府県名)	住所	(郵便番号 -)			
従事者 (クリーニング師を含みます。) 数			人			
ク リ ー ン グ 師	本籍 (都道府県名)	住所	氏名	生年月日	登録番号	登録都道府県名
				年 月 日		

添付書類

- 1 クリーニング所の平面図 (機械及び器具の配置を記入したもの) 及び排水設備の系統図
- 2 付近200メートル以内の見取図
- 3 法人の場合は、登記事項証明書
- 4 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地、従事者 (クリーニング師を含みます。) 数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- 5 他に無店舗取次店を営業しているときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者 (クリーニング師を含みます。) 数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

(裏面)

構造及び設備の概要

1 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所の場合

面積	㎡						
洗 い 場 の 概 要	洗濯機	台		脱水機	台		
	洗濯脱水機	台					
	ド ラ イ ク リ ー ン グ 機	溶剤名	購入年度	排液処理装置の有無	ガス回収装置の有無	能力	台数
			年	有 ・ 無	有 ・ 無	kg	台
				有 ・ 無	有 ・ 無		
			有 ・ 無	有 ・ 無			
	乾燥機	台		プレス機	台		
	換気方法	換気扇 ・ 窓					
	手指の洗浄設備又は消毒設備	洗浄設備 ・ 消毒設備					
	乾 燥 方 法	物干し場 (屋内 ・ 屋外) ・ 乾燥機 ・ 乾燥室					
溶剤回収装置の有無			有 ・ 無				
床の構造	コンクリート ・ タイル ・ その他 ()						
排水設備	下水道 ・ 浄化槽 ・ その他 ()						
洗剤等の保管方法							
洗 濯 物 の 保 管	未処理	格納容器	個	集配容器	個		
	処理済	格納容器	個	集配容器	個		
指 定 洗 濯 物 を 取 り 扱 う 場 合	洗濯物の消毒方法	1 消毒後洗濯 ・ 蒸気 ・ 熱湯 ・ 薬品 ・ ガス 2 消毒効果を有する洗濯 ・ 熱湯 ・ 薬品					
	手指の洗浄設備	箇所		手指の消毒設備	箇所		
	専用の場所又は容器	場所 ・ 容器		専用の集配容器の有無	有 ・ 無		

2 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所の場合

面積	㎡	他の施設との併設		有 (業種:) ・ 無		
洗 濯 物 の 保 管	未処理	格納容器	個	集配容器	個	
	処理済	格納容器	個	集配容器	個	
手指の洗浄設備又は消毒設備	洗浄設備 ・ 消毒設備					
指定洗濯物を取り扱う場合	専用の場所 ・ 専用の容器		専用の集配容器の有無		有 ・ 無	

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 本籍（都道府県名）
住所（郵便番号 - ）

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）
氏名
（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号
生年月日 年 月 日

無店舗取次店営業届

無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

無店舗取次店	名称			営業開始予定年月日	年 月 日	
	業務用車両	自動車登録番号 又は車両番号				
		保管場所				
	営業区域					
	指定洗濯物の取扱いの有無	有 ・ 無				
	クリーニング所の開設の有無	有 ・ 無	他の無店舗取次店の営業の有無	有 ・ 無		
	従事者（クリーニング師を含みます。）数	人				
ク リ ー ニ ン グ 師	本籍（都道府県名）	住所	氏名	生年月日	登録番号	登録都道府県名
				年 月 日		

添付書類

- 業務用車両の構造の概要を示す図面
- 法人の場合は、登記事項証明書
- 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地、従事者（クリーニング師を含みます。）数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- 他に無店舗取次店を営業しているときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者（クリーニング師を含みます。）数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

第3号様式（第8条関係）

第 号

クリーニング所検査確認証

クリーニング所の名称 _____

クリーニング所の所在地 _____

営業者氏名 _____

年 月 日付けで届出のありました上記のクリーニング所については、クリーニング業法第5条の2の規定による検査の結果、同法第3条第2項及び第3項の規定に適合していることを確認します。

年 月 日

保健所長

印

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 住所
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地）
 氏名
 （法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
 電話番号

クリーニング所検査確認証再交付申請書

クリーニング所検査確認証の再交付を受けたいので、高知県クリーニング業法施行細則第3条第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

クリーニング所の名称	
クリーニング所の所在地	
クリーニング所検査確認証の番号及び年月日	第 号 年 月 日
再交付を申請する理由	破った ・ 汚した ・ 失った

- 注 1 クリーニング所検査確認証を破り、又は汚したときは、そのクリーニング所検査確認証を添えてください。
- 2 再交付を受けた後に失ったクリーニング所検査確認証を発見したときは、速やかにそのクリーニング所検査確認証を保健所長に返納してください。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 住所
 （法人の場合は、主たる事務所の所在地）
 氏名
 （法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）
 電話番号

クリーニング所開設（無店舗取次店営業）届出事項変更届

クリーニング所開設届（無店舗取次店営業届）の記載事項に変更が生じたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

クリーニング所	名称	
	所在地	
	クリーニング所検査確認証の番号及び年月日	第 号 年 月 日
無店舗取次店	名称	
	業務用車両 自動車登録番号 又は車両番号	
	保管場所	
変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

注 構造又は設備に係る事項を変更したときは、変更の前後の関係を明らかにしたクリーニング所の平面図（機械及び器具の配置を記入したもの）又は業務用車両の構造の概要を示す図面を添えてください。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 住所
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
 氏名
 (法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
 電話番号

クリーニング所（無店舗取次店）廃止届

クリーニング所（無店舗取次店）を廃止しましたので、クリーニング業法第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

クリーニング所	名称	
	所在地	
	クリーニング所検査確認証の番号及び年月日	第 号 年 月 日
無店舗取次店	名称	
	業務用車両 自動車登録番号 又は車両番号	
	保管場所	
廃止年月日	年 月 日	

注 クリーニング所を廃止したときは、クリーニング所検査確認証を添えてください。

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 住所
 (承継者) 氏名
 電話番号
 生年月日 年 月 日
 被相続人との続柄

相続による営業者地位承継届

相続によりクリーニング所（無店舗取次店）の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

クリーニング所	名称	
	所在地	
	クリーニング所検査確認証の番号及び年月日	第 号 年 月 日
無店舗取次店	名称	
	業務用車両 自動車登録番号 又は車両番号	
	保管場所	
被相続人	住所	
	氏名	
相続開始年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 戸籍謄本
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者であるときは、その全員の同意書
- 3 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地、従事者（クリーニング師を含みます。）数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- 4 他に無店舗取次店を営業しているときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者（クリーニング師を含みます。）数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

保健所長 様

営業者 主たる事務所の所在地
(承継者)

名称
代表者の職・氏名
電話番号

合併による営業者地位承継届

合併によりクリーニング所(無店舗取次店)の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

クリーニング所	名称		
	所在地		
	クリーニング所検査 確認証の番号及び年月日	第 号 年 月 日	
無店舗取次店	名称		
	業務用車両	自動車登録番号 又は車両番号	
		保管場所	
合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
合併年月日	年 月 日		

添付書類

- 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地、従事者(クリーニング師を含みます。)数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- 他に無店舗取次店を営業しているときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者(クリーニング師を含みます。)数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

第9号様式(第8条関係)

年 月 日

保健所長 様

営業者 主たる事務所の所在地
(承継者)

名称
代表者の職・氏名
電話番号

分割による営業者地位承継届

分割によりクリーニング所(無店舗取次店)の営業者の地位を承継しましたので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

クリーニング所	名称		
	所在地		
	クリーニング所検査 確認証の番号及び年月日	第 号 年 月 日	
無店舗取次店	名称		
	業務用車両	自動車登録番号 又は車両番号	
		保管場所	
分割前の法人	主たる事務所の所在地		
	名称		
	代表者の職・氏名		
分割年月日	年 月 日		

添付書類

- 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- 他にクリーニング所を開設しているときは、そのクリーニング所ごとの名称、所在地、従事者(クリーニング師を含みます。)数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- 他に無店舗取次店を営業しているときは、その無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者(クリーニング師を含みます。)数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

第10号様式 (第8条関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

生年月日

年 月 日

電話番号

クリーニング師試験受験願書

年 月 日に行われるクリーニング師試験を受験したいので、クリーニング業法施行規則第3条の規定により関係書類を添えて提出します。

添付書類

- 1 履歴書
- 2 写真 (手札型の大きさとし、出願前6月以内に正面で撮影したもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1枚
- 3 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者であることを証明する書類

第11号様式 (第8条関係)

クリーニング師原簿		生年月日	年 月 日
本籍 (都道府県名)	住所		氏名
登録番号	第 号	試験合格番号	第 号
登録年月日	年 月 日	試験合格年月日	年 月 日
免許証の訂正		免許証の再交付	
訂正年月日	訂正事項	再交付年月日	再交付事由
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	
年 月 日		年 月 日	

(裏面)

日付	理由等		
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
備考 免許の取消処分の場合は理由及び処分をした者を、業務停止処分の場合は期間、理由及び処分をした者を「理由等」欄に記入する。			
登録抹消年月日	年 月 日	登録抹消事由	

第12号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

本籍（都道府県名）

住所

氏名

生年月日

年 月 日

電話番号

クリーニング師免許申請書

クリーニング師の免許を受けたいので、クリーニング業法施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 戸籍の謄本又は抄本
- 2 業務を行おうとする場所（施設の名称及び所在地）を明らかにした書類

第13号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

生年月日

年 月 日

電話番号

クリーニング師免許証再交付申請書

クリーニング師の免許証の再交付を受けたいので、クリーニング業法施行規則第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

免許登録番号	第 号
免許証交付年月日	年 月 日
再交付を申請する理由	破った ・ 汚した ・ 失った
再交付理由発生年月日	年 月 日

- 注 1 クリーニング師の免許証を破り、又は汚したときは、その免許証を添えてください。
- 2 クリーニング師の免許証を破り、汚し、又は失った日から1月以内に申請してください。
- 3 再交付を申請した後に失ったクリーニング師の免許証を発見したときは、5日以内にその免許証を返納してください。

第14号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

住所

氏名

生年月日

年 月 日

電話番号

クリーニング師免許証訂正申請書

本籍（氏名）を変更しましたので、クリーニング業法施行規則第8条の規定により次のとおり免許証の訂正を申請します。

免許登録番号	第 号	
免許証交付年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	変更後
本籍（都道府県名）		
氏名		
変更年月日	年 月 日	

- 注 1 クリーニング師の免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添えてください。
- 2 変更があった日から10日以内に申請してください。

第15号様式（第8条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
電話番号

クリーニング師免許証返納届

クリーニング業法施行規則第10条の規定に基づき、クリーニング師の免許証を返納します。

ク リ ー ン グ 師	本籍（都道府県名）	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
免許登録番号		第 号
免許証交付年月日		年 月 日
返納する理由		
死亡又は失そう宣告年月日		年 月 日

- 注 1 クリーニング師の免許証を添えてください。
2 クリーニング師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者が、戸籍の謄本又は抄本を添えて、1月以内に届け出てください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県クリーニング業法施行細則別記様式（別記第10号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県クリーニング業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第457号

昭和41年11月高知県告示第538号（知事の権限に属する事項の委任）の一部を次のように改正する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

表中「授業料の減免」を「入学手数料、入学料、授業料及び受講料の減免及び還付」に改める。

高知県告示第458号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称
重点分野雇用創設施設園芸省エネルギー対策等実態調査
- 調査の目的
県内園芸農業における燃油、肥料等の生産資材の高騰対策及び農業生産分野におけるCO₂削減対策の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
高知県全域
 - 単位
戸
 - 属性
園芸農業を営む農家
- 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - 報告を求める事項
 - 作物生産全般及び導入している省エネルギー技術
 - 前年度に栽培した品目名、品種名及び10アール当たりの生産量
 - 品目名、ほ場面積、作型及び栽培技術（化学農薬の低減技術等）
 - 省エネ技術の種類、具体的な方式、規格、商品名等、導入台数、使用時期、稼働状況等
 - 使用する機械及び消費燃料、投入資材等

(ア) 栽培期間を通じて継続的に使用した設備の種類及び時間並びに燃料の種類及び量
 (イ) 特定の作業で使用した機械の種類及び時間並びに燃料の種類
 (ウ) 投入した資材（肥料、農薬（天敵等の生物農薬を含む。）、プラスチック等）の種類及び量
 (エ) 栽培期間中に発生した廃棄物の種類及び量
 (2) その基準となる期間
 平成23年7月28日から同年9月30日まで
 5 報告を求める者
 (1) 数
 140戸
 (2) 選定方法
 農業者名簿から有意抽出し、地域、栽培品目等により選定する（有機農業又は省エネ技術に取り組む農家を含む。）。
 6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が民間事業者を経由して報告を求める。
 (2) 調査方法
 調査員調査
 7 報告を求める期間
 平成23年7月28日から同年9月30日まで
高知県告示第459号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成23年7月15日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業就業者調査）
 2 調査の目的
 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
 3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 高知県全域
 (2) 単位
 人
 (3) 属性
 林業就業者
 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 (1) 報告を求める事項
 ア 林業就業者の属性に関する事項（氏名、年齢、性別、住

所及び連絡先）
 イ 雇用形態（森林組作業班員、会社等雇用就業者、県内移動就業者、県外出稼ぎ就業者、自営業者、一人親方又は県外就業者）
 ウ 作業種別就労日数（造林、伐木造林、^{しいんぼ}権茸、薪炭等）
 エ チェーンソー保有台数
 オ 新規又は離職の別
 カ 動向区分（最終学歴、他業種からの参入及び県外からのU・I・Jターン等の状況）
 (2) その基準となる期間
 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
 5 報告を求める者
 (1) 数
 2,400人（概数）
 (2) 選定方法
 全数
 6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が民間事業者を経由して報告を求める。
 (2) 調査方法
 郵送調査
 7 報告を求める期間
 平成23年7月25日から同年9月30日まで
高知県告示第460号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成23年7月15日
 高知県知事 尾崎 正直

1 調査の名称
 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業機械器具調査）
 2 調査の目的
 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
 3 調査対象の範囲
 (1) 地域
 高知県全域
 (2) 単位
 人及び事業体
 (3) 属性
 林業就業者及び林業事業体
 4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 (1) 報告を求める事項

ア 林業機械・器具現況調査票
 (ア) 保有状況
 (イ) 所有区分
 イ 高性能林業機械の機種別導入状況調査票
 (ア) 機械名
 (イ) 導入・廃棄年月、導入状況（新規・中古）及び廃棄状況（廃棄・売却）
 (ウ) 導入者名
 (エ) 機械のメーカー及び型式名
 (オ) 稼働日数及び保有日数
 (カ) メンテナンス経費
 ウ 高性能林業機械導入事業体別調査票
 (ア) 事業体名
 (イ) 年間素材生産量
 (ウ) 年間労働投下量
 (エ) 1人当たりの素材生産量
 エ 森林情報管理機器（森林G I S）調査票
 (ア) 導入者名
 (イ) 機器のメーカー及び名称
 (ウ) 導入年度
 (エ) 導入した事業等名称
 オ 森林情報管理機器（G P S）調査票
 (ア) 導入者名
 (イ) G P S受信機のメーカー、名称及び台数
 (ウ) G P S受信機の使用比率、導入年度及び導入した事業等名称
 (エ) G P S用図化ソフトウェアのメーカー、名称、導入年度及び導入した事業等名称
 (2) その基準となる期日又は期間
 (1)のイ、エ及びウに掲げる事項にあつては平成23年3月31日現在、(1)のイ及びウに掲げる事項にあつては平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
 5 報告を求める者
 (1) 数
 800人又は事業体（概数）
 (2) 選定方法
 全数
 6 報告を求めるために用いる方法
 (1) 調査組織
 県が民間事業者を経由して報告を求める。
 (2) 調査方法
 郵送調査
 7 報告を求める期間
 平成23年7月25日から同年9月30日まで
高知県告示第461号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（素材生産量調査）
- 2 調査の目的
本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
高知県全域
 - (2) 単位
事業体
 - (3) 属性
林業事業体
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 林業事業体の属性に関する事項（事業体名、代表者名、住所及び連絡先）
 - イ 事業組織の形態（株式会社、有限会社、個人経営、林業経営者、森林組合、その他の組合等）
 - ウ 素生連の加入状況
 - エ 素材生産量（民有林及び国有林）
 - オ 葉付乾燥材の生産量（民有林及び国有林）
 - カ 素材出荷量
 - (2) その基準となる期間
平成22年1月1日から同年12月31日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
168事業体
 - (2) 選定の方法
全数
- 6 報告を求めのために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間事業者を經由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送調査
- 7 報告を求める期間
平成23年7月25日から同年9月30日まで

高知県告示第462号

平成20年8月高知県告示第536号（平成21年から平成23年まで

に県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等）の一部を次のように改正する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

「平成21年1月1日から平成23年12月31日まで」を「平成21年1月1日から平成24年3月31日まで」に改める。
第5中「平成23年12月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

高知県告示第463号

平成20年9月高知県告示第559号（平成21年から平成23年までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等）の一部を次のように改正する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

「平成21年1月1日から平成23年12月31日まで」を「平成21年1月1日から平成24年3月31日まで」に改める。
第5の1中「平成23年12月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

第7中「平成23年12月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

高知県告示第464号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 男子（平成24年3月及び4月採用予定）
 - (1) 募集期間
随時（最終期限は、平成23年9月16日（金））
 - (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
学科試験 適性試験	平成23年9月17日 (土)	高知市塩田町18-10 高知市保健福祉センター 安芸市矢ノ丸3-12 安芸市民会館 須崎市新町二丁目7-15 須崎市立市民文化会館 四万十市不破2058-20 四万十市防災センター
口述試験	平成23年9月24日	香南市香我美町上分3390

身体検査	(土)、同年10月1日(土)又は同月2日(日)のうちからいずれか指定する日	高知駐屯地(第1営舎地区)
------	---------------------------------------	---------------

- 2 女子（平成24年3月及び4月採用予定）
 - (1) 募集期間
平成23年8月1日(月)から同年9月9日(金)まで
 - (2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
学科試験 適性試験 口述試験 身体検査	平成23年9月25日 (日)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地(第1営舎地区)

- 3 問い合わせ先
自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>
高知県告示第465号
次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により告示する。
平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町有井川字シラキ山1773、蛭川字對串山3599の12
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第466号

平成23年6月高知県告示第412号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年7月15日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
 (1)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡本川村越裏門227番地7
 イ 氏名
 山中 由尾
 (2)ア 登記簿記載の住所
 高知市天神町117番地2
 イ 氏名
 北川 浩一郎
 (3)ア 登記簿記載の住所
 高知市神田23番地1 船岡団地R 2-4
 イ 氏名
 川村 敬紹
 (4)ア 登記簿記載の住所
 香美郡土佐山田町入野199番地
 イ 氏名
 山中 頼次

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
 いの町（次の図に示す部分に限る。）
 (2) 保安林として指定された目的
 公衆の保健
 (3) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第467号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
 道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成23年7月15日から2週間高知県土木部道
 路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年7月15日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 国道
 2 路線名 494号
 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町用居 字窪谷丙601番1から 吾川郡仁淀川町土居	前	3.0 }	12,817

字ナガバタケ乙17番 4まで			31.0	
吾川郡仁淀川町用居 字窪谷丙601番1から 吾川郡仁淀川町土居 字ナガバタケ乙17番 4まで	後	A	3.0 } 31.0	12,817
吾川郡仁淀川町用居 字窪谷丙599番から 吾川郡仁淀川町土居 字ナガバタケ乙17番 4まで	後	B	4.0 } 12.5	16,900

高知県告示第468号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
 道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成23年7月15日から2週間高知県土木部道
 路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年7月15日
 高知県知事 尾崎 正直

1 道路の種類 県道
 2 路線名 安芸物部
 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市井ノ口字サデ ヒサ甲667番1地先 から 安芸市井ノ口字シリ グロ甲743番1まで	前	5.7 } 7.9	12
	後	5.7 } 7.9	12
安芸市井ノ口字東岡 甲1175番1	前	6.1 } 8.8	39
	後	6.1 }	39

		9.7	
--	--	-----	--

高知県告示第469号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
 道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成23年7月15日から2週間高知県土木部道
 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年7月15日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 神母木野市
 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町加 茂字加茂久保25番1 から 香美市土佐山田町町 田字カニウド338番 まで	前	6.5 } 13.4	540
	後	7.4 } 13.4	540

高知県告示第470号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
 道路の供用を次のとおり開始する。
 その関係図面は、平成23年7月15日から2週間高知県土木部道
 路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成23年7月15日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
 2 路線名 494号
 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡仁淀川町用居字窪谷 丙599番から 吾川郡仁淀川町土居字ナガ バタケ乙17番4まで	16,900	平成23年7月15 日

高知県告示第471号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年7月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市畑山字芝居乙1069番12	52	平成23年7月15日
安芸市畑山字芝居乙1069番12	17	平成23年7月15日

高知県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年7月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 庄田伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村本村字焼坂658番9から 高岡郡日高村名越屋字上タチメ943番1まで	50	平成23年7月15日

高知県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年7月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 上ノ加江窪川

- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町飯ノ川字日室30番10から 高岡郡四万十町飯ノ川字見ノ越197番2まで	832	平成23年7月15日

高知県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年7月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 志和仁井田
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町志和峯字カゲ地145番1から 高岡郡四万十町志和峯字野中148番5まで	80	平成23年7月15日

高知県告示第475号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市下末松字高屋2番3	南国市下末松字米屋28番2	26.00	440.00

高知県告示第476号

昭和56年12月高知県告示第705号（海岸保全区域の指定及び告示の廃止）の一部を次のように改正する。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 3 須崎地区を次のように改める。

3 須崎地区

次の基点27から基点40まで、補助点40'、補助点41''、基点41から基点52まで、補助点52'、補助点51'、補助点49'、補助点46'、補助点41'、補助点38''、補助点38'、補助点36'、補助点34'、補助点33'、補助点31'、補助点29'から補助点27'まで及び基点27の各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

基点27 大峯橋北橋台西端から0度30メートルの地点

// 28 基点27から253度470メートルの地点

// 29 基点28から304度265メートルの地点

// 30 基点29から204度80メートルの地点

// 31 基点30から136度270メートルの地点

// 32 基点31から210度70メートルの地点

// 33 基点32から170度78メートルの地点

// 34 基点33から231度120メートルの地点

// 35 基点34から159度140メートルの地点

// 36 基点35から172度145メートルの地点

// 37 基点36から153度100メートルの地点

// 38 基点37から137度180メートルの地点

// 39 基点38から149度450メートルの地点

// 40 基点39から90度50メートルの地点

// 41 基点40から130度300メートルの地点

// 42 基点41から170度260メートルの地点

// 43 基点42から260度90メートルの地点

// 44 基点43から355度130メートルの地点

// 45 基点44から260度50メートルの地点

// 46 基点45から170度225メートルの地点

// 47 基点46から260度70メートルの地点

// 48 基点47から170度70メートルの地点

// 49 基点48から240度90メートルの地点

// 50 基点49から245度165メートルの地点

// 51 基点50から269度470メートルの地点

// 52 基点51から241度430メートルの地点

補助点27' 基点27から180度60メートルの点

// 28' 基点28から180度50メートルの点

// 29' 基点29から145度160メートルの点

// 31' 基点31から40度60メートルの点

// 33' 基点33から83度193メートルの点

// 34' 基点34から110度100メートルの点

// 36' 基点36から70度50メートルの点

- 〃 38′ 基点38から90度50メートルの点
- 〃 38″ 基点38から65度210メートルの点
- 〃 40′ 基点40から157度58メートルの点
- 〃 41′ 基点41から18度150メートルの点
- 〃 41″ 基点41から228度101メートルの点
- 〃 46′ 基点46から100度190メートルの点
- 〃 49′ 基点49から150度150メートルの点
- 〃 51′ 基点51から160度130メートルの点
- 〃 52′ 基点52から150度150メートルの点

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年7月4日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年7月4日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年7月4日	特定非営利活動法人環境の杜こうち	石川 妙子	高知市旭町三丁目115番地 うち男女共同参画センター3階	この法人は、環境活動団体、行政、学校、企業、地域の環境活動のネットワークを築き、県民に対して、環境活動に対する支援や環境学習の推進に関する事業、地球温暖化防止に向けた活動の支援、環境に関する情報の発信、環境政策の研究と提案などを行うことで、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

~~~~~  
 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成23年7月5日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成23年7月5日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人     |        |                |                                                                                                                          |
|-----------|----------------------|--------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 名称                   | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 定款に記載された目的                                                                                                               |
| 平成23年7月5日 | 特定非営利活動法人わくわくライフステージ | 坂下 伸文  | 高岡郡佐川町加茂671番地3 | この法人は、障害児・者に対して、適切な職業（作業）を提供しながら、職業指導、職業訓練ならびに職業開発に関する事業等を行い、障害者の社会自立及び子供からお年寄りまでが安心して暮らせる地域社会の構築をもって公益の増進に寄与することを目的とする。 |

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任及び就任した役員
 の届出があった。

平成23年7月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任) 理事	中村 雄輔	南国市久枝51-1
(就任) 理事	下司 雅英	南国市久枝54

 選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第49号

平成23年6月27日高知県議会議長から同議会議員に欠員が生じた旨の通知があったことに伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第5号の規定により、高知県議会議員の補欠選挙を黒潮町選挙区において行うべき事由が生じた。

平成23年6月27日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第50号

高知県議会議員について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による補欠選挙が黒潮町選挙区において執行されることとなったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第6項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により、平成23年6月28日から高知県議会議員補欠選挙の期日までの間、黒潮町の区域においては、地方自治法第5章の規定による直接請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条の規定による解職請求のための署名を求めることができない。

平成23年6月27日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成23年7月15日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
西川きよし後援会	葛目 正則	野村 道俊	南国市岡豊町笠ノ川419-4	平23・6・6
西本良平後援会	坂本 行由	坂本 兼一	南国市植野219-14	平23・6・9

田中とおる後援会	笹岡 ひとみ	鈴木 達雄	南国市廿枝1827番地イの2	平23・6・13
----------	--------	-------	----------------	----------

高知県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成23年7月15日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	自由民主党高知県電気通信支部	中西 正弘	糸川 好一	高知市鴨部973-12	平23・6・9
異動後		刈谷 志毛雄	氏原 功	香美市土佐山田町加茂795-2	
異動前	自由民主党四万十町窪川支部	山上 利嗣	異動なし	異動なし	平23・6・14
異動後		市川 仁			
異動前	自由民主党芸西村支部	竹内 辰雄	異動なし	安芸郡芸西村和食甲1639	平23・6・23
異動後		池田 廣		安芸郡芸西村西甲2647-4	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

異動前	楠本清世後援会	異動なし	異動なし	南国市日吉町一丁目1-5	平23・6・3
異動後				高知市本町五丁目1-12	
異動前	幸福実現党高知東部後援会	橋詰 毅	高橋 和	異動なし	平23・6・3
異動後		山本 一幸	橋詰 毅		
異動前	全国LPガス政治連盟高知県支部	山田 賢二	異動なし	異動なし	平23・6・9
異動後		小野 昌男			
異動前	さとう正久を支える会高知県支部	異動なし	異動なし	異動なし	平23・6・22
異動後	佐藤正久・宇都隆史を支える高知の会				
異動前	高知県行政書士政治連盟	田淵 光男	関 隆	異動なし	平23・6・29
異動後		三宮 重興	田淵 光男		
異動前	野本光生後援会	異動なし	異動なし	香南市野市町西佐古441	平23・6・30
異動後				香南市野	

後				市町下井852
---	--	--	--	---------

高知県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成23年7月15日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知県高知市第4支部	高知市九反田3-9	元木 益樹	解散	平23・6・10

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
楠本清世後援会	高知市本町五丁目1-12	楠本 清世	解散	平23・6・3

高知県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体の異動の届出があった。

平成23年7月15日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

区分	候補者氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	楠本 清世	異動なし	楠本清世後援会	南国市日吉町一丁目1-5	平23・6・3
異動後				高知市本町五丁目	

				1-12	
--	--	--	--	------	--

高知県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成23年7月15日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

資金管理団体

届出をした者の氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
楠本 清世	衆議院議員	楠本清世後援会	高知市本町五丁目1-12	楠本 清世	平23・6・3